

運 営 規 定

神明病院ホームヘルプステーション

（事業の目的）

第一条 医療法人社団せいゆう会が開設する神明病院ホームヘルプステーション（以下「ヘルプステーション」という）が行う介護保険法に定められる介護サービスの適切な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、ヘルプステーションの有資格者が支援を必要としている要援護者に対して、適切な介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第二条 ヘルプステーションの訪問介護員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めると共に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に生活機能の維持、或は改善が図れ、身体機能の低下を予防する事が出来るよう支援を行う。
また、事業を運営するにあたり、地域との結びつきを重視し、市、保健・医療・福祉関係機関や他サービス事業者との連携に努める。

（事業所の名称）

第三条 事業所の開設者、名称及び住所地は以下のとおりとする。

- （１）開設者：医療法人社団せいゆう会
- （２）名 称：神明病院ホームヘルプステーション
- （３）住所地：兵庫県明石市大久保町大窪 2 5 2 5 番地の 1

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第四条 ヘルプステーションに勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （１）管理者： 1 名
管理者は、ヘルプステーションの従事者管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する事が出来る。
- （２）サービス提供責任者： 1 名以上
サービス提供責任者は、介護計画を作成すると共に、従事者へサービス内容の説明や技術指導等を行い、サービスの適正化を図る為に定期的なモニタリ

ング訪問を行う。また、ヘルプステーションに対する介護サービス等の利用申し込みに関わる調整や契約等を管理者の代行として行う事が出来る。

- (3) 従事者（訪問介護員及び事務職員）：1名以上

当該ヘルプステーションに従事する職員は、介護福祉士、介護職員実務者研修修了者（旧ヘルパー1級）、又は介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者の有資格者とする。

- (4) 業務の状況に応じて従事者数は増減する。

（営業日及び営業時間）

第五条 ヘルプステーションの営業日及び、営業時間は医療法人社団せいゆう会の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日（祝日を含む）までとする。

日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）は休業とする。

- (2) 営業時間：午前8時30分～17時30分までとする。

- (3) 利用者の身体状況、生活環境等に応じ、営業日以外（日曜日、年末年始）また、営業時間外（早朝、深夜含む）の訪問希望ある場合は、介護支援専門員との密な連携により柔軟に対応する。

（介護サービスの内容及び利用等）

第六条 当該ヘルプステーションが行うサービス内容は以下のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた利用料を徴収する。

- (1) 要介護状態の利用者に対する

@身体介護、身体生活介護、生活援助サービスの実施

- (2) 要支援状態の利用者、又は事業対象者に対するサービスの実施

@生活援助型訪問サービス（第1号訪問事業）の実施

- 2 介護報酬以外に係る費用に関しては以下のとおりとする。

- (1) 当該ヘルプステーションが実施するサービスを提供した場合の利用料は、利用者各々の負担限度割合証を確認し、割合に応じた利用料を徴収する。

- (2) 訪問中止の連絡に関して、重要事項の定める事項に該当する場合は、当該ヘルプステーションの規定に則り、キャンセル料が発生し徴収する。

- (3) 通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合の交通費は別途徴収しない。

（緊急時における対応方法）

第七条 当該ヘルプステーションの従事者は、サービス提供中に利用者の体調急変、その

他の緊急事態が生じた場合、速やかに主治医や家族へ連絡するなどの処置を講ずると共に、管理者又はサービス提供責任者へ報告しなければならない。

(通常のサービス実施地域)

第八条 通常のサービス実施地域は、明石市市内全域、神戸市西区（岩岡町・神出町）とする。

(個人情報・プライバシー保護、秘密保持・虐待防止)

第九条 法令に則り、以下の項目を遵守する。

- (1) 業務に必要な知り得た情報を、サービス提供に関わる関係機関と共有する場合は、利用者やその家族の同意を得た上で必要最低限の情報を提供する。また、必要以上の情報は入手しない。
- (2) 当該ヘルプステーションの従事者は、業務上で知り得た情報は業務外では公表しない。従事者で無くなった後も、同様に秘密保持を遵守する。これらを故意に遵守せず、悪質な事案と判断された場合等、資格の取り消し等の処罰対象とする。
- (3) 当該ヘルプステーションの従事者は、利用者個人の人格を尊重し、プライバシーに配慮しながらサービス提供を行う。
- (4) 当該ヘルプステーションの従事者は、虐待防止を徹底したサービス提供を行う。

(その他運営についての留意事項)

第十条 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、計画に添った研修（外部研修を含む）を実施する。また、事業所は訪問介護職員等が計画に添った研修に参加出来る様、業務体制の整備に努める。

- 2 事業所は、法人の規定に則り、全ての訪問介護員等に対して、定期的に健康診断を実施する。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項及び留意事項は、医療法人社団せいゆう会との協議に基づいて定めるものとする。

平成 30 年 1 月 25 日制定

附則) この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する

令和 2 年 3 月 第五条 (3) 追加

第九条 虐待防止追記